第三者行為該当レセプトの特記事項記入に関するお願い

第三者行為該当レセプトについては、厚生労働省「診療報酬請求書等の記載要領等について（昭和51年8月7日付保険発第82号）」のとおり、「特記事項」欄に、**「10.第三」**の記載をすることとされております。

受付時や問診時等で第三者行為による負傷が確認できた場合は、レセプトの「特記事項」欄への**「10.第三」**を記載いただくとともに、事故分と私病分を区別するために、「摘要」欄に**事故外点数（もしくは事故対象点数）**をご記載ください。

第三者行為「10.第三」該当事例

- ✔ 交通事故（自転車含む）
- ✔ 暴力行為
- ✔ 他人のペットによる咬傷（かみつき）
- ✔ 飲食による食中毒
- ✔ ゴルフ場での打球直撃
- ✔ スキー場での衝突事故
- ✔ 建物（道路）瑕疵による負傷　　など